

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	北上市
4. 届出番号	12
5. 独自利用事務の事例番号	108-4
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kitakami.iwate.jp/docs/2017032900251/

執行機関名 北上市長

障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	小児慢性特定疾病児童日常生活用具購入費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北上市行政手続における個人番号の利用等条例 別表第2 第15の項 小児慢性特定疾病児童日常生活用具購入費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	北上市小児慢性特定疾病児童日常生活用具購入費助成事業実施要綱(平成25年北上市告示甲第36号) 第1
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1 この告示は、在宅の小児慢性特定疾患児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具の購入費(以下「用具購入費」という。)を助成することにより、当該小児慢性特定疾患児童等々の日常生活の便宜を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		北上市小児慢性特定疾病児童日常生活用具購入費助成事業実施要綱(平成25年北上市告示甲第36号)
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	北上市小児慢性特定疾病児童日常生活用具購入費助成事業実施要綱 第4
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十四条第一項の特定障害者特別給付費及び同法第三十五条第一項の特例特定障害者特別給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	日常生活用具購入のための助成金の支給の申請に係る審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ	北上市小児慢性特定疾病児童日常生活用具購入費助成事業実施要綱 第4及び別表第2 Aの項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請に係る障害児の保護者の世帯に係る生活保護の実施に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ト	北上市小児慢性特定疾病児童日常生活用具購入費助成事業実施要綱 第4及び別表第2 Aの項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報	当該申請に係る障害児の保護者の世帯に係る中国残留邦人等支援給付の実施に関する情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	北上市小児慢性特定疾病児童日常生活用具購入費助成事業実施要綱 第4及び別表第2 B～D19の項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る障害児の保護者及び同一の世帯に属する者の市町村民税に関する情報
備考		